

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年三月三十一日大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（外国における営業所の設置等の認可の申請等）            第九条の二（略）</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）<u>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ</u>、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令<u>第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。</u></p> <p>二・三（略）            3・4（略）</p>	<p>（外国における営業所の設置等の認可の申請等）            第九条の二（略）</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第三十九号）<u>第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ</u>、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令<u>第一条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。</u></p> <p>二・三（略）            3・4（略）</p>

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合

するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

二・三 (略)

4 (略)

するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

二・三 (略)

4 (略)